平成２１年（フ）第３１８号
埼玉県川口市大字榛松1507番地の１
破産者　株式会社エフ・テー・シー
１　破産債権の届出期間　平成22年３月31日まで
２　一般調査期日　平成22年６月１日午前11時
平成22年２月16日
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

債権者集会招集

平成１９年（フ）第５２５号
福岡県久留米市津福本町2199番地１　クレール津福Ⅱ203号
破産者　田中　久慶
１　期日　平成22年３月17日午前９時40分
２　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成22年２月16日
福岡地方裁判所久留米支部
平成１９年（フ）第６２７号
愛知県豊田市陣中町２丁目３番地１
破産者　協同石油株式会社
１　期日　平成22年５月17日午後３時50分
２　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成22年２月19日
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係
平成２１年（フ）第４１５５号
大阪市西淀川区姫里１丁目22番５号
破産者　白山工業株式会社
１　期日　平成22年３月18日午前11時
２　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成22年２月19日
大阪地方裁判所第６民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。
平成２１年（フ）第３９４号
熊本市鶴羽田町1267番地６
破産者　有限会社千歳建設
異議申述期間　平成22年４月８日まで
平成22年２月18日
熊本地方裁判所民事第１部
平成２１年（フ）第３９５号
熊本市鶴羽田町1267番地６
破産者　田中　正則
異議申述期間　平成22年４月８日まで
平成22年２月18日
熊本地方裁判所民事第１部
平成２１年（フ）第７４１号
熊本市尾ノ上１丁目14番20　尾ノ上ハイツ301号
破産者　島村　伸次
異議申述期間　平成22年４月８日まで
平成22年２月18日
熊本地方裁判所民事第１部
平成２０年（フ）第８３３号
熊本県合志市上庄67番地
破産者　有限会社坂本建設
異議申述期間　平成22年４月12日まで
平成22年２月19日
熊本地方裁判所民事第１部
平成２０年（フ）第１１３１号
熊本県八代市二見赤松町1667番地
破産者　白濱　清司
異議申述期間　平成22年４月19日まで
平成22年２月18日
熊本地方裁判所民事第１部
平成２０年（フ）第１１３２号
熊本県八代市二見赤松町1667番地
破産者　白濱惠美子
異議申述期間　平成22年４月19日まで
平成22年２月18日
熊本地方裁判所民事第１部
平成２１年（フ）第４６０号
福岡市南区長住１丁目１－７　東野興産第一ビル５階506
破産者　湯野　　司
異議申述期間　平成22年４月19日まで
平成22年２月18日
熊本地方裁判所民事第１部
平成１９年（フ）第８７６号
宮崎県延岡市石田町4445番地８
破産者　山田　克明
異議申述期間　平成22年４月19日まで
平成22年２月19日　　宮崎地方裁判所破産係
平成２０年（フ）第４８５号
宮崎市大字糸原313番地１
破産者　株式会社大新興業
異議申述期間　平成22年４月19日まで
平成22年２月18日　　宮崎地方裁判所破産係
平成２０年（フ）第６７２号
宮崎市青島５丁目７番21号
破産者　時盛美保子
異議申述期間　平成22年４月19日まで
平成22年２月19日　　宮崎地方裁判所破産係

書面による計算報告及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、１の異議申述期間内に裁判所に異議を述べなければならない。
平成１８年（フ）第４１８号
山口県美祢市大嶺町奥分3220番地
破産者　村田　昭夫
１　異議申述期間　平成22年３月23日まで
２　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
平成22年２月19日　山口地方裁判所宇部支部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第９６６号
兵庫県西宮市甲子園三保町５番13号
破産者　平岡　俊彦
免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
平成22年２月17日
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

特別清算開始

平成２２年（ヒ）第３００１号
川崎市中原区上小田中７丁目13番24号
清算株式会社　株式会社真空技研
代表清算人　増田　　健
１　決定年月日　平成22年２月17日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
横浜地方裁判所川崎支部民事部

特別清算終結

平成２１年（ヒ）第３４号
札幌市白石区流通センター７丁目９番35号
清算株式会社　株式会社丸ア阿部商店
１　決定年月日　平成22年２月17日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
札幌地方裁判所民事第４部

特別清算協定認可

平成２１年（ヒ）第２０４０号
東京都港区港南１丁目７番１号
清算株式会社　株式会社エフ・イー・テクノロジーズ
代表清算人　長谷川正平
１　決定年月日　平成22年２月18日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　協定債権について
清算株式会社株式会社エフ・イー・テクノロジーズ（以下「清算株式会社」という。）は、別表記載の協定債権があることを確認し、別表記載の協定債権者に対し、弁済を行う。
別表記載の協定債権額は、届け出のあった未払債権元本に以下の利息と遅延損害金を加算した額である。
⑴　社債・貸付金等約定利率を定める個別契約がある債権
①　約定弁済期日までの約定利息および同翌日から解散日である平成21年３月２日までの約定利息または約定遅延損害金
②　解散日の翌日である平成21年３月３日から平成22年３月26日までの約定利率または商事法定利率である年６％の遅延損害金
⑵　⑴以外の売掛金等一般商取引債権
解散日の翌日である平成21年３月３日または約定弁済期日の翌日から平成22年３月26日までの商事法定利率である年６％の遅延損害金
２　協定債権に対する弁済
⑴　初回弁済
清算株式会社は、別表記載の協定債権者に対し、本協定認可決定確定日（以下「協定確定日」という。）に清算株式会社が有している現預金総額を弁済原資として、平成22年３月26日に、同表記載の協定債権額の90％を弁済する。90％相当額に１円未満の端数が生じるときは、切り捨てる。
初回弁済額は、まず債権元本に充当し、利息金、遅延損害金の順に充当する。